

平成27年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(消費生活関係)

平成26年7月15日

全 国 知 事 会

1 適正表示対策の拡充について

- (1) 「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」の施行に当たり、以下の措置を講ずること。
- ・ 内閣総理大臣から消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち都道府県知事が行うこととされる事務や、執行に当たっての国と都道府県の役割分担等については未だ不明な点が多く、今後、政省令等により詳細が定められると考えるが、その制定にあたっては、都道府県と事前に協議を行い、意見を反映すること。
 - ・ 都道府県知事に新たに付与される権限の執行に当たり、監視指導業務等の増加が見込まれることから、都道府県における人員確保や調査業務等に要する経費に対し、国が必要な財源措置を講ずるとともに、業務の円滑な執行に必要な研修の実施やマニュアル（ひな型）の整備等に配慮すること。
 - ・ 事業者が講ずべき景品類の提供や表示の管理上の措置に係る新たな制度の導入に当たり、国が策定する指針等の具体的な内容及び導入のスケジュールについて早期に示すとともに、対象となる事業者に十分周知し、適正な執行が図られるよう配慮すること。
 - ・ 課徴金制度の導入について、速やかに制度設計を行うこと。
- (2) 都道府県知事による事業者に対する調査権限については、「都道府県知事が必要があると認めるとき」とするなど、調査権限の拡充を図ること。
- (3) 「不当景品類及び不当表示防止法」第4条第1項第1号に定める優良誤認表示では、本年3月に食材の表示について「ガイドライン」が示されたところであるが、具体的事例も限られており、基準等が明確になったとは言い難いものである。全国的に統一した対応が必要であることから、優良誤認を招く食材の不適切表示等については、今後も随時具体的事例を増やす等、「ガイドライン」を充実すること。

2 消費生活相談体制の充実・強化について

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化に当たっては、都道府県等の関係機関への詳細かつ丁寧な説明を行うとともに、十分な協議を行い地方の意見を反映させること。制度の見直しに当たっては、十分な準備期間を設けるとともに、具体的なスケジュールを示すこと。
- (2) 消費生活相談体制の充実に係る都道府県及び市区町村の人員確保を含めた事務や事業に要する経費については、地方消費者行政活性化基金の継続等引き続き国が必要な財源措置を講ずること。